

スマートライフメンバーズクラブ イージェーワークス モバイルルーターサービス端末補償サービス個別契約約款

第1条（本個別約款の適用）

この個別契約約款（以下「本個別約款」といいます。）は、株式会社イージェーワークス（以下「当社」といいます。）が提供するモバイルルーターサービス端末補償サービス（以下「本サービス」といいます。）を、スマートライフメンバーズクラブ会員（以下「会員」といいます。）が利用する一切に適用します。

第2条（基本約款と本個別約款との関係）

- 1 本個別約款は、スマートライフメンバーズクラブ イージェーワークス基本契約約款（以下「基本約款」といいます。）に基づきます。
- 2 本個別約款に定めのない事項については、基本約款に記載の条項を適用するものとします。
- 3 基本約款の定めと本個別約款の定めが異なる場合は、特別の定めがない限り、本個別約款が優先するものとします。

第3条（定義）

本個別約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 「利用契約」とは、本個別約款に基づき当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
- (2) 「通信契約」とは、当社から通信サービス（当社が別途定める種別に限ります。）の提供を受けるための契約をいいます。
- (3) 「補償」とは、あらかじめ会員の指定した通信機器（本体に限ります。）の全部又は一部が利用できない状態となった場合に、当社が支給する通信機器と有償又は無償で交換することをいいます。
- (4) 「交換用機器」とは、当社が補償に当たって会員に対し支給する通信機器をいいます。
- (5) 「補償対象機器」とは、通信サービスに対応した通信機器のうち、補償を受けることができる種類のものをいいます。
- (6) 「補償対象事故」とは、補償対象機器が利用できない状態に陥る原因となった事故等のうち、補償を受けることができる種類のものをいいます。

第4条（本サービスの概要）

当社は、会員が所有する補償対象機器に補償対象事故が生じた場合において、会員から

の申出に基づき補償を行うサービスを提供します。

第 5 条（契約の単位）

当社は、1 の通信契約ごとに 1 の利用契約を締結します。

第 6 条（申込みの方法）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、利用契約の申込みを受け付けるものとします。

- (1) 通信契約の申込みと同時に、新品の補償対象機器を購入するとき
- (2) 機種変更又は端末増設のために、新品の補償対象機器を購入するとき

第 7 条（利用契約の成立）

利用契約は、当社又は提携事業者が前条（申込みの方法）第 1 号に規定する通信契約又は前条（申込みの方法）第 2 号に規定する機種変更若しくは端末増設の申込みを受け付け、登録手続が完了した時点をもって成立するものとします。

第 8 条（利用料金の支払義務）

- 1 会員は、利用契約が成立した日が属する月の翌月から起算してその利用契約が終了した日を含む月までの期間について、料金表又は当社 Web サイトに定める利用料金を支払うものとします。ただし、利用料金の日割りは行いません。
- 2 当社は、支払われた利用料金を、その理由の如何を問わず一切返還しません。

第 9 条（補償対象機器）

補償対象機器は、当社の指定する Web サイトに掲示した通信機器（クレードル、充電器、ケーブルその他の本体以外の周辺機器等を除きます。）とします。

第 10 条（補償対象事故）

補償対象事故は、次の各号のいずれかに該当する事故等とします。

- (1) 補償対象機器の自然故障（取扱説明書及び添付ラベルその他の注意事項等の記載内容に従った正常な使用状態の下で発生した故障をいいます。以下同じとします。）
- (2) 補償対象機器の水濡れ、破損又は火災による焼失
- (3) 補償対象機器の紛失又は盗難

第 11 条（交換用機器）

交換用機器は、原則として、筐体を交換し新品の出荷時と同様の状態に初期化した機器であって、会員から補償の請求があった補償対象機器（以下「補償請求機器」といいます。）と同一機種かつ同一色のものとします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種

又は同一色の交換用機器の提供が困難な場合は、当社が別途指定する機器とします。

第12条（補償の請求）

- 1 会員は、補償対象機器について補償対象事故が発生し、補償を受ける場合は、当社所定の方法により請求するものとします。ただし、利用契約の終了後にその請求を行うことはできません。
- 2 会員は、紛失、盗難又は火災による焼失を事由として補償の請求を行う場合は、あらかじめその事実を警察又は消防署等公的機関に対し届け出るものとし、前項に規定する請求に際し、その届出先の機関名、届出年月日及び受理番号等を当社に対し申告するものとします。

第13条（交換用機器の送付）

- 1 当社は、前条（補償の請求）の規定に基づき補償の請求を受けた場合は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、その請求に対し承諾するものとします。
 - (1) 利用契約が成立した日から起算して14日を経過するまでの間に補償の請求を受けたとき（当社がその故障を自然故障と判断したときは、この限りではありません。）
 - (2) 補償の請求を行った日を起算日として、6か月以上が経過していないとき
 - (3) 当社の判断に必要な情報の提供を、会員から受けられないとき
 - (4) 過去に本個別約款への違反があり、補償の請求時においてもなお正されていないとき
 - (5) 他の利用契約において、会員が虚偽の申告を行ったものと当社が判断したとき
 - (6) 支払期日を経過してもなお支払われていない利用料金又は負担金その他の債務（当社と会員との間で締結している他の契約に係るものを含みます。）があるとき
 - (7) 補償請求機器が、補償対象機器のいずれにも該当しないとき
 - (8) 補償請求機器が、会員の最新の購入履歴として当社の電気通信設備に登録されているものと異なるとき
 - (9) 補償請求機器が、加工、改造又は解析（ソフトウェアの改造、解析（ルート化等を含みます。））、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを含みます。）されたものであるとき
 - (10) 補償請求機器が、当社の指定する正規の拠点以外で修理されたものであるとき
 - (11) 会員が補償の請求を行った事由（以下「補償請求事由」といいます。）が、補償対象事故に該当しないものと当社が判断したとき
 - (12) 補償請求事由が、補償請求機器又は外部メモリに保存されていたデータの破損又は消失であるとき。
 - (13) 補償請求事由が、筐体の傷、汚れ、変色、変質又は塗装の剥離その他の補償請求機器の性能に影響のないものであるとき
 - (14) 補償請求事由が、会員の故意又は重大な過失により生じたものであるとき

- (15) 補償請求事由が、電池パックの消耗その他の劣化現象により生じたものであるとき
 - (16) 補償請求事由が、補償請求機器の誤使用により生じたものであるとき
 - (17) 補償請求事由が、コンピューターウイルスによる障害により生じたものであるとき
 - (18) 補償請求事由が、地震、噴火又は津波その他の自然災害により生じたものであるとき
 - (19) 補償請求事由が、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群集又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事変と認められる状態をいいます。）により生じたものであるとき
 - (20) 補償請求事由が、核燃料物質又は放射能汚染により生じたものであるとき
- 2 当社は、前項に規定する承諾を行った場合は、その補償請求機器1台につき、交換用機器1台を、当社が別途定める方法により会員住所（会員が通信契約において当社又は提携事業者へ申告した会員の住所又は居所をいいます。以下同じとします。）へ送付します。ただし、不在又は会員住所の誤り等により、当社が別に定める期間を経過しても交換用機器（電池パックを含みます。以下同じとします。）の再配達完了しなかったときは、その補償の請求は取り消されたものとみなします。
- 3 会員は、負担金なしで補償を受けることができます。

第14条（交換用機器の保証期間）

- 1 会員は、前条（交換用機器の送付）の規定に基づき当社が会員へ送付した交換用機器について、受領時点において故障又は破損その他の不具合を発見した場合は、受領した日から起算して14日以内にその旨を当社が別に定める連絡先へ申し出るものとし、当社の指示に従い、その不具合の発見された交換用機器を当社へ返送するものとし、
- 2 前項の場合において、当社は、特段の事由がある場合を除き、会員に対し、その機器と同一機種の交換用機器を無償で送付します。
- 3 当社は、第1項に規定する期間の経過後における不具合の申告については、その理由の如何を問わず、前項を適用しません。

第15条（補償請求機器の所有権の移転）

補償請求機器の所有権は、当社が送付した交換用機器を会員が受領した時点をもって、当社に移転するものとし、

第16条（補償請求機器の利用制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社の判断により、補償請求機器の利用を制限することがあります。

- (1) 紛失、盗難若しくは火災による焼失を補償請求事由として補償の請求があった場合、又は補償の請求時点において次条（補償請求機器の送付）の規定に基づく補償請求機

器の送付が困難であると当社が認めた場合

- (2) 会員が、次条（補償請求機器の送付）に規定する送付期限までに補償請求機器を当社に対し送付しなかった場合
- (3) 補償の請求を受け付けた後、その請求において虚偽の申告があったと当社が判断した場合
- (4) その他、前条（補償請求機器の所有権の移転）の規定に基づく所有権の移転後、その利用制限が必要であると当社が判断した場合

第 17 条（補償請求機器の送付）

1 会員は、第 13 条（交換用機器の送付）の規定に基づき当社が送付した交換用機器を受領した場合は、次のいずれかに該当するときに除き、受領した日から起算して 14 日以内に、補償請求機器を、当社が別途定める方法により当社へ送付するものとします。ただし、会員は、補償請求機器の紛失又は盗難を補償請求事由として補償の請求を行った場合であって、その送付期限までに補償請求機器が発見されなかったときは、補償請求機器が発見された際に速やかに当社へ送付するものとします。

(1) 補償請求事由が、火災による焼失であるとき

(2) 補償の請求時点において、補償請求機器の送付が困難であると当社が認めたとき

2 前項の場合において、当社は、会員から当社が指定した物品等以外のものを受領したときは、会員が当該物品等に係る所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、当該物品等を当社が適当と判断する方法により廃棄、処分等することができるものとし、会員はこれに異議を唱えないものとします。このとき、当社は、会員に対し、当該物品等及び当該物品等に含まれる情報等の取扱い及び返送について一切の責任を負わないものとします。

3 会員は、本個別約款に基づき会員から送付された補償請求機器について、その故障部分を修理等し、筐体を交換して新品の出荷時と同様の状態に初期化したうえで、本サービスにおける交換用機器として他の会員に提供することに承諾するものとします。

第 18 条（データの消去）

1 会員は、前条（補償請求機器の送付）の規定に基づく補償請求機器の送付に先立って、その内部に記録された一切のデータを自らの責任により消去するものとします。

2 当社は、会員から受領した補償請求機器に記録されたデータに起因する損害について、一切の責任を負いません。

第 19 条（送料）

本サービスの利用に伴う送料は、原則として当社が負担します。ただし、会員が補償請求機器又は当社が指定する書類等を当社が定める方法以外の方法により送付した場合には、当該送付に係る送料は会員が負担するものとします。

第 20 条（契約解除料）

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社が指定する期日までに、当社が別途定める方法により、契約解除料として端末代金を当社に対し支払うものとします。ただし、当社は、支払われた契約解除料を、その理由の如何を問わず一切返還しません。

- (1) 第 17 条（補償請求機器の送付）第 1 項の規定に反し、補償請求機器を、送付期限内に当社に対し送付しなかった場合
- (2) 補償の請求後に、補償請求機器を返送することができなくなった場合
- (3) 補償の請求を取り消したにもかかわらず、次条（補償の請求の取消し）の規定に反し、当社が送付した交換用機器を、当社の指定した期日までに当社に対し返送しなかった場合

第 21 条（補償の請求の取消し）

会員は、原則として、第 12 条（補償の請求）の規定に基づく補償の請求を取り消すことができません。ただし、当社がその取消しを認める場合は、この限りではありません。この場合、会員は、当社の指定する期日までに、当社が送付した交換用機器を当社に対し返送するものとします。

第 22 条（免責）

当社は、本サービスの提供により会員に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失があるときは、この限りではありません。

2025 年 1 月 1 日施行